

茨城県復興推進計画（茨城県応急仮設建築物復興特区）

作成主体の名称：茨城県，常総市，高萩市，坂東市，茨城町，東海村

1 復興推進計画の区域

常総市，高萩市，坂東市，茨城町，東海村の全域

2 復興推進計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により，本県では，死者・行方不明者 25 名，負傷者 709 名の人的被害や 21 万棟を越す住宅被害，上・下水道，道路，港湾など多くの施設の大規模損壊など，想像を絶する被害が発生し，住民の生活に極めて大きな影響を与えた。

なかでも，震災により使用不能となった市町村庁舎，学校，幼稚園，保育所などの公共施設については，仮設建築物での業務運営を余儀なくされ，住民生活に著しい不便をきたしている状況にある。

本計画では，地域の中核となる公共施設について，各施設の新施設建築までの間，仮設建築物を活用し，地域の早期復興と住民生活の安定化を図ることを目標とする。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

震災からの地域の早期復興と住民生活において中心的な役割を担う公共施設について，新施設建築までの間，仮設建築物での業務運営を継続することにより，住民サービスの安定的な提供を行う。

4 計画の区域において実施し，またはその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項ならびに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

応急仮設建築物活用事業

(1)復興推進事業の内容

市町村庁舎，学校，幼稚園，保育所などの公共施設が完成するまでの間，仮設建築物を 2 年 3 か月を超えて存続させる。

(2)実施主体

常総市，高萩市，坂東市，茨城町，東海村

(3)特別の措置の内容（東日本大震災復興特別区域法第 17 条の規定に基づく措置）

2 年 3 か月を超えて存続させようとする建築基準法第 85 条第 2 項の応急仮設建築物（以下の所在地，用途，期間のもの）について，その所在地及び用途並びに応急仮

設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

<対象となる応急仮設建築物>

①石下西中学校仮設校舎

ア 所在地

茨城県常総市鴻野山 1670 の一部ほか 6 筆の一部

イ 所有者（管理者）

常総市

ウ 用途

仮設校舎

エ 建築基準法による存続期間

平成 23 年 8 月 19 日から平成 25 年 11 月 18 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 25 年 11 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 2 階
- ・建築面積：2,227.73 m²
- ・延べ面積：3,954.83 m²
- ・入居者：石下西中学校の生徒・職員（約 450 人）

②高萩市仮設庁舎

ア 所在地

茨城県高萩市春日町 3-10-16

イ 所有者（管理者）

高萩市

ウ 用途

仮設市庁舎（事務所）

エ 建築基準法による存続期間

平成 24 年 8 月 24 日から平成 26 年 11 月 21 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間
平成 26 年 11 月 22 日から平成 30 年 6 月 30 日 (予定)

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 3 階
- ・建築面積：1,130.67 m²
- ・延べ面積：3,255.00 m²
- ・入居者：高萩市職員 (約 200 人)

③坂東市仮設庁舎

ア 所在地

茨城県坂東市岩井字溜台 4365 の一部, 4356-9 の一部, 4356-34, 4358-4,
4359-2

イ 所有者 (管理者)

坂東市

ウ 用途

仮設庁舎

エ 建築基準法による存続期間

平成 23 年 5 月 6 日から平成 25 年 7 月 31 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日 (予定)

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 2 階
- ・建築面積：663.53 m²
- ・延べ面積：817.86 m²
- ・入居者：坂東市職員 (約 100 人)

④桜丘中学校仮設校舎

ア 所在地

茨城県東茨城郡茨城町奥谷 862

イ 所有者 (管理者)

茨城町

ウ 用途

仮設校舎

- エ 建築基準法による存続期間
平成 23 年 7 月 4 日から平成 25 年 7 月 11 日まで
- オ 応急仮設建築物活用事業の期間
平成 25 年 7 月 12 日から平成 25 年 12 月 31 日 (予定)
- カ 応急仮設建築物の概要
 - ・ 構造 : 鉄骨造
 - ・ 階数 : 地上 2 階
 - ・ 建築面積 : 988.49 m²
 - ・ 延べ面積 : 1,736.53 m²
 - ・ 入居者 : 桜丘中学校の生徒・職員 (約 200 人)

⑤東海中学校仮設校舎

- ア 所在地
茨城県那珂郡東海村舟石川 825
- イ 所有者 (管理者)
東海村
- ウ 用途
仮設校舎
- エ 建築基準法による存続期間
平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日まで
- オ 応急仮設建築物活用事業の期間
平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日 (予定)
- カ 応急仮設建築物の概要
 - ・ 構造 : 鉄骨造
 - ・ 階数 : 地上 2 階
 - ・ 建築面積 : 1,974.28 m²
 - ・ 延べ面積 : 3,162.37 m²
 - ・ 入居者 : 東海中学校の生徒・職員 (約 680 人)

⑥宿幼稚園仮設園舎

- ア 所在地
茨城県那珂郡東海村村松 3370-18
- イ 所有者 (管理者)

東海村

ウ 用途

仮設園舎

エ 建築基準法による存続期間

平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 25 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 1 階
- ・建築面積：374.36 m²
- ・延べ面積：306.03 m²
- ・入居者：宿幼稚園の園児・職員（約 50 人）

⑦村松保育所仮設園舎

ア 所在地

茨城県東海村村松 3370-20 の一部

イ 所有者（管理者）

東海村

ウ 用途

仮設園舎

エ 建築基準法による存続期間

平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日まで

オ 応急仮設建築物活用事業の期間

平成 25 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（予定）

カ 応急仮設建築物の概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：地上 1 階
- ・建築面積：474.16 m²
- ・延べ面積：464.54 m²
- ・入居者：村松保育所の児童・職員（約 100 人）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

石下西中学校，高萩市庁舎，坂東市庁舎，桜丘中学校，東海中学校，宿幼稚園及び村松保育所については，震災による被害により，仮設建築物を建設し業務を行っている状況にある。

このため，出来るだけ早期に新施設を建設する必要がある。しかしながら，建設の設計・工事期間を想定すると相当期間を要し，建築基準法による存続期間までに，完成することは困難である。

よって，応急仮設建築物の存続期間を延長し，各施設の仮設建築物により機能を維持・継続することは，地域の復興を進めるために必要不可欠なものであり，本計画に定められた復興推進事業の実施により，住民生活の安定化と地域経済の活力の再生に寄与することとなる。

6 その他

東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づく意見聴取については，本計画が，県との共同作成のため不要とした。